

参考資料

資1. 活動の軌跡

ページ

1

資2. 活動の成果

2

資3. 数字で見る夏井川の現状

5

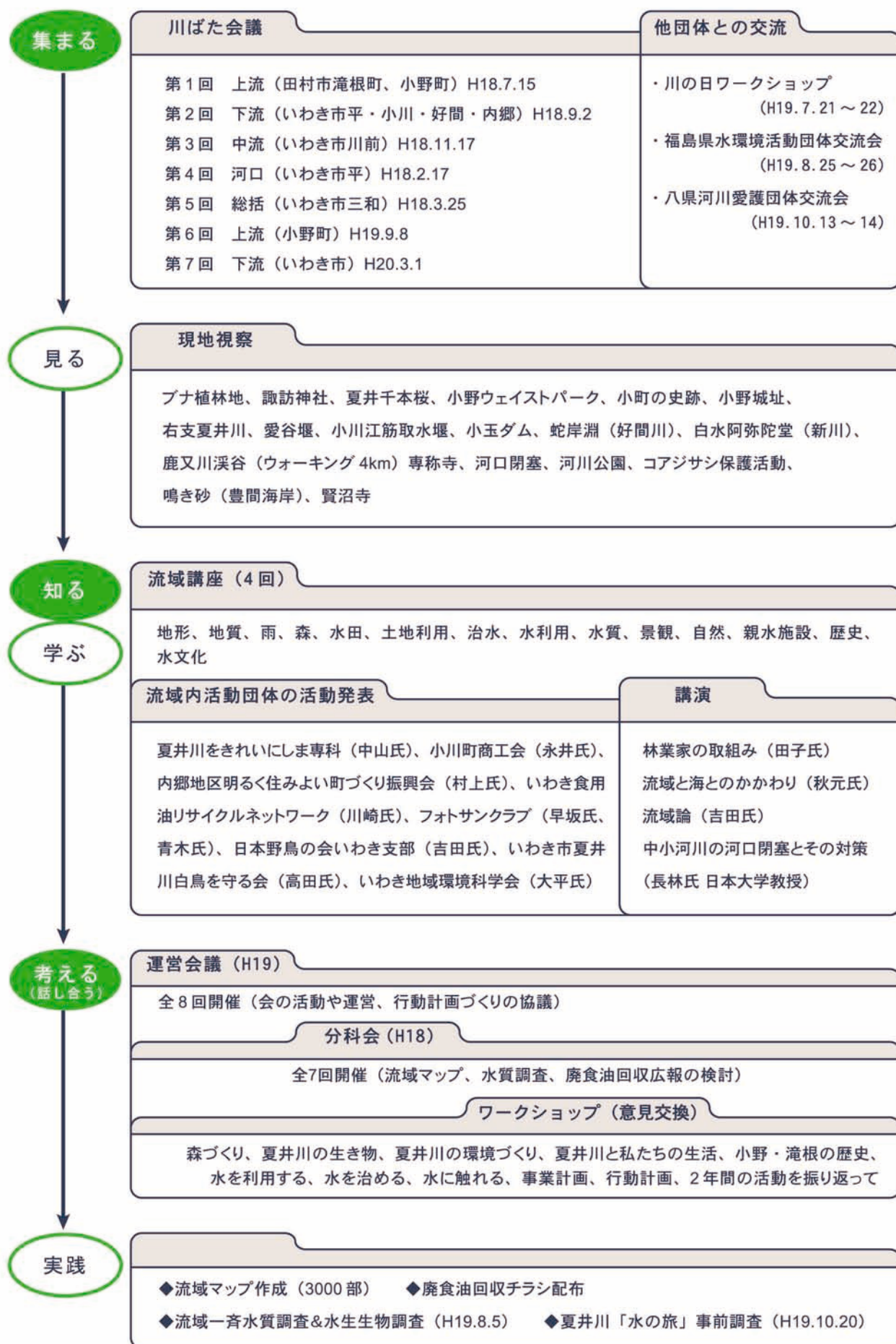
資4. 夏井川流域の白地図

9

資5. ブランづくりの経緯

11

参考資料1 活動の軌跡（H18～H19）



私たちの取り組んでいる活動の成果を紹介します。詳しい活動内容や資料は夏井川流域のホームページでご覧頂けます。



夏井川流域マップ

**てんぷら油をリサイクルして
夏ちゃんを守ろう!!**

夏ちゃん防衛隊
夏井川の「夏ちゃん」が
遠くまで飛んで来てよ!

牛乳びん(未分の油をそのまま資源物として回収等へ出した場合、
油が空になるにもなります。一家庭毎の1リットルの食油の量が
300リットル必要になるといわれています。

【てんぷら油リサイクルの流れ】

未分の油を
ペットボトル
に入れる

3リットル程度の
専用容器に保管

回収

回収や燃料に
リサイクル

※現在、グループによる回収容器の設置場所を募集しています。

天ぷら油は、**回収や燃料などとして再利用できる大切な資源です。**

お問い合わせ先
お茶の水女子大学
社会科学研究センター
社会科学研究センター
tel. 0246-56-2776
(トランス脂肪酸対策)

「夏ちゃん防衛隊」からの提案

夏井川流域に生活する私たちは、古くから、無形無形の様々な恵みを受けながら生活してきました。しかし、最近はその恵みに乏しくなることが増えて、それに
悩まされるようになってきました。

この現状を何とかしたい。そのために、流域に生きている私たちの生活も守る
ために、流域を守ることに努めます。流域がなくなると、私たちの生活も守ることは
できません。流域を守ることは、私たちの生活を守ることに繋がります。

私たちは、今こそ夏井川を自分達の手で守りたい。その一歩として、流域を
守るために「夏ちゃん防衛隊」を結成し、流域の住民みんなで
流域を守ることに努めます。流域を守ることが、私たちの生活を守ることに
繋がります。

廃食油の回収・リサイクル活動について

目的
夏井川の環境を守るために、事業所・家庭などから排出される廃食油の回収と
資源物としての再利用。これにより、流域の環境を守るとともに、一般家庭など
からの廃食油の回収・リサイクルを促進することによって、流域の環境と住民
の健康を守ることが目的です。

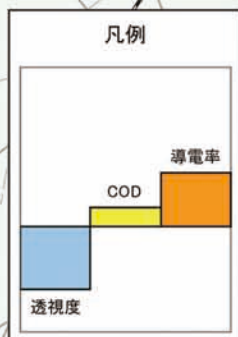
活動の意義
①夏井川の環境改善： 廃食油 30% を浄化するには約 300 リットルの水が必要
なため、廃食油の回収・リサイクルにより、流域の環境を守るとともに、一般家庭
などからの廃食油の回収・リサイクルを促進することによって、流域の環境と
住民の健康を守ることが目的です。

活動内容
①廃食油回収活動の計画・実施
②廃食油回収活動の報告・評価
③流域の環境と住民の健康を守るための活動の推進

※、この事業を行うに当たり、廃食油の回収・リサイクルの推進と関係する
廃食油 30% に対し、1リットルを専門的知識者から回収し、資源物の管理等に
活用し再活用します。



No.	河川名	地点名
1	夏井川	河口
1'	夏井川	旧六十枚橋
2	夏井川	鎌田
3	新川	古川橋
4	新川	いわき総合高前
5	新川	阿弥陀堂
6	夏井川	磐城橋
7	好間川	北目
8	好間川	常磐道下
9	夏井川	久太夫橋
10	夏井川	愛谷堰下
11	夏井川	小川公民館
12	小玉川	小玉橋
13	夏井川	加路川合流前
14	加路川	本川合流前
15	夏井川	鹿又川合流前
16	夏井川	三坂川合流後
17	夏井川	三坂川合流前
18	夏井川	五味沢
19	夏井川	夏井一小前
20	右支夏井川	役場裏
21	右支夏井川	飯豊
22	夏井川	神俣(滝根中前)
23	夏井川	梵天川合流後
24	梵天川	本川合流前



(グラフの見方)

透視度 — 値が大きいほど水は澄んでいます

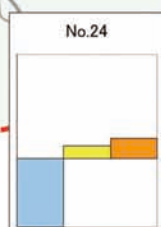
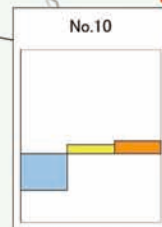
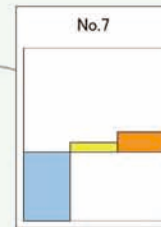
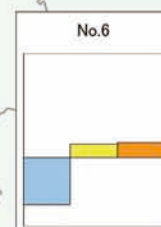
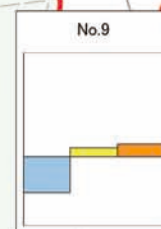
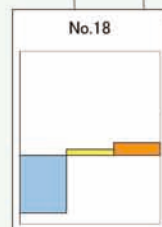
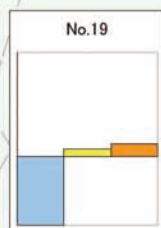
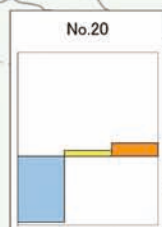
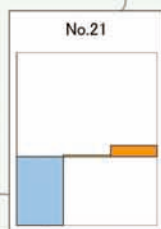
COD — 値が大きいほど水は汚れています

導電率 — 値が大きいほど水は汚れています

透視度は現地計測、COD及び導電率は室内試験のデータを使用

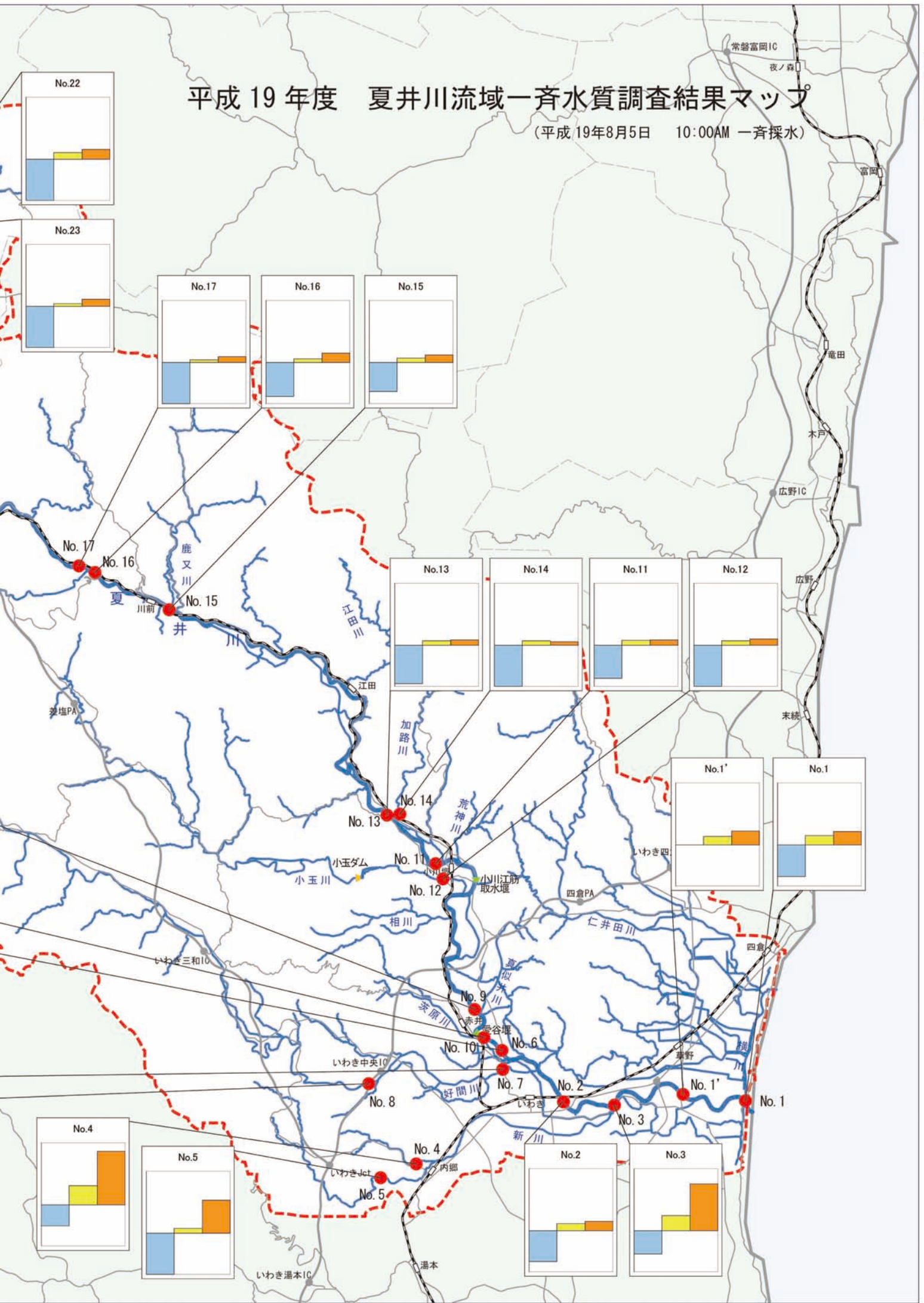
0 1 2 3 4 5km

1:200,000



平成 19 年度 夏井川流域一斉水質調査結果マップ

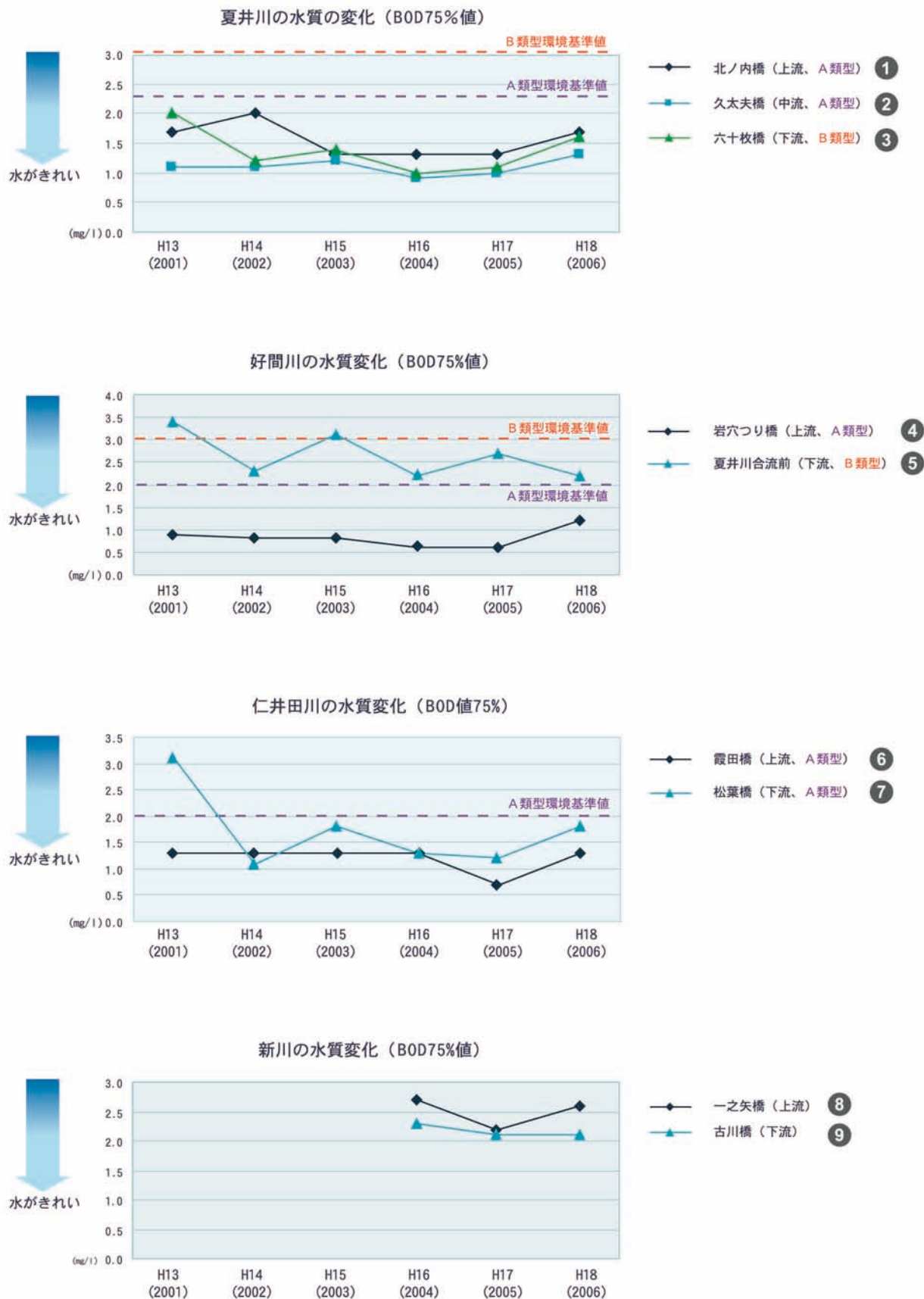
(平成 19 年 8 月 5 日 10:00AM 一斉採水)



参考資料 3 数字で見る夏井川流域の現状

①水環境の現状

●水質は年々良くなっていましたが、平成18年にやや悪くなりました。

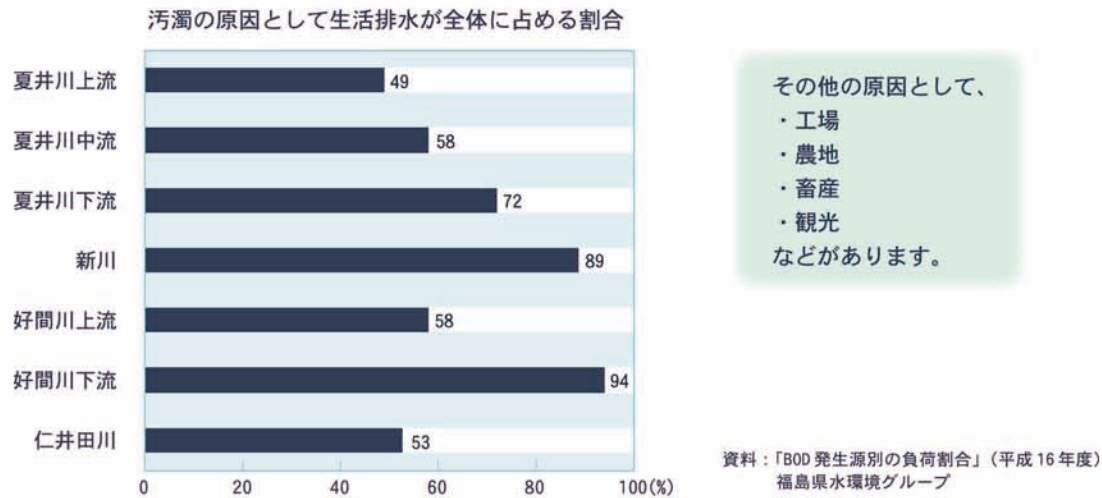




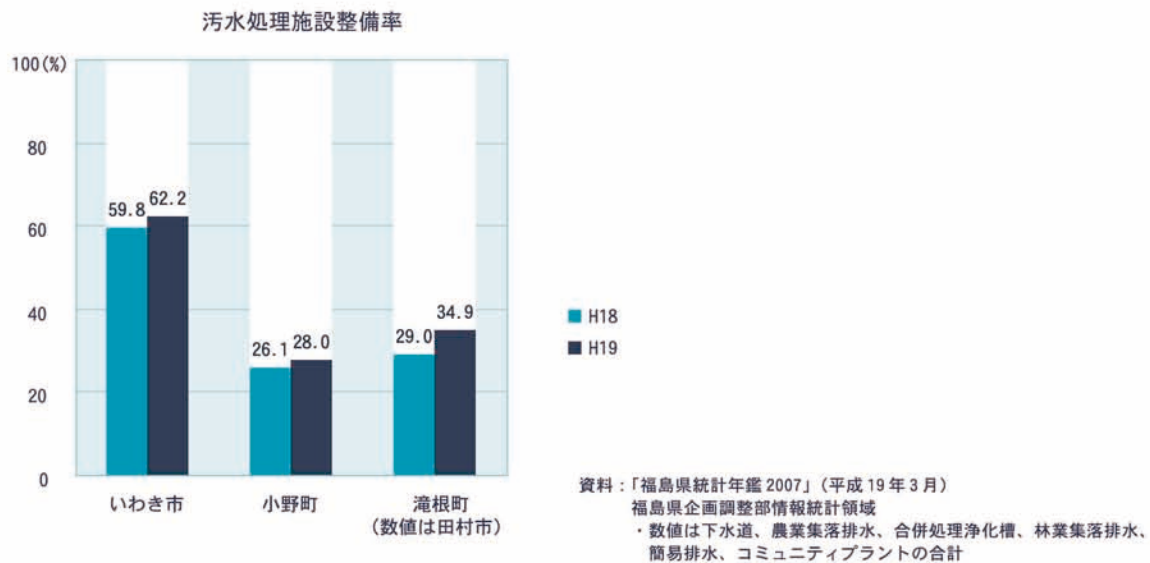
資料1：「平成18年度 公共用水域の水質測定結果」
 （平成19年7月）
 福島県生活環境部環境保全領域

資料2：「平成18年度 環境測定結果」
 （平成19年6月）
 いわき市生活環境部

●川の水を汚す主な原因は、私たちが利用した生活排水です。

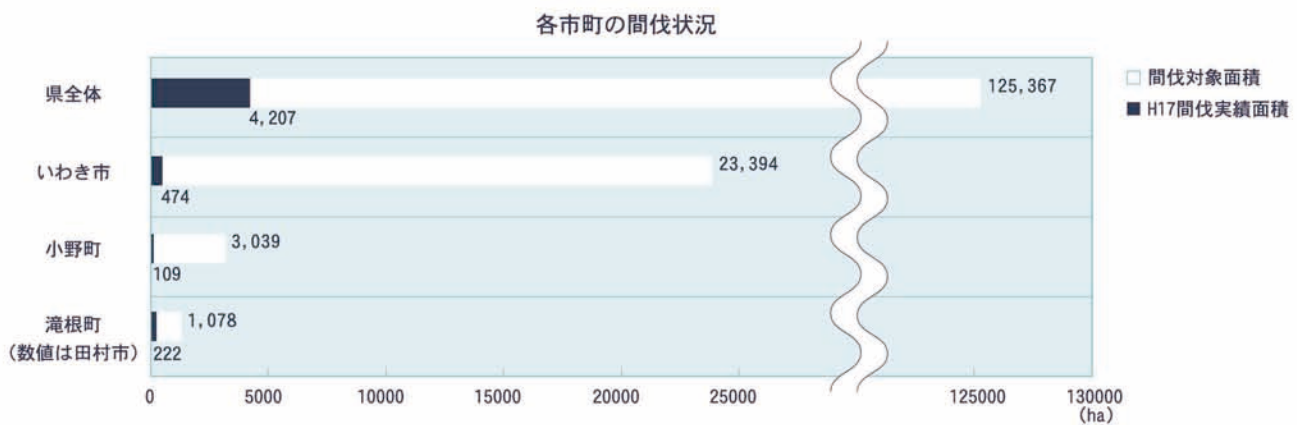


●污水处理施設の整備率が低いため、整備を進めていく必要があります。



②森林の現状

●間伐の実施が少ない状況です。

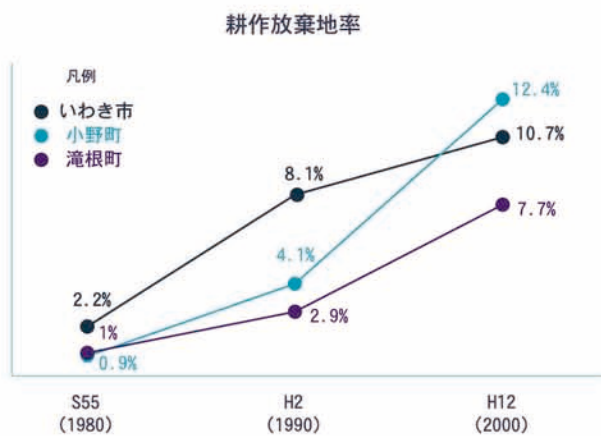


資料 1：「間伐対象面積」 福島県森林計画グループ
・間伐対象面積は、齢級 4～9 の森林面積
・間伐対象面積の調査年は、いわき市が H14、滝根町、小野町、県全体が H15

資料 2：「福島県森林・林業統計書」(平成 17 年度) 福島県農林水産部

③耕作地の現状

●耕作放棄地が年々増加しています。



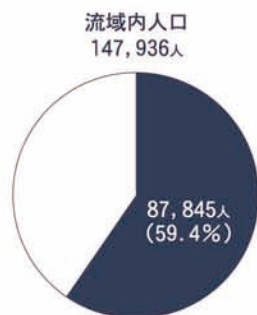
資料：「農林業センサス」農林水産省

※耕作放棄地・・・以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年の間に再び耕作する意志のない土地

④防災の現状

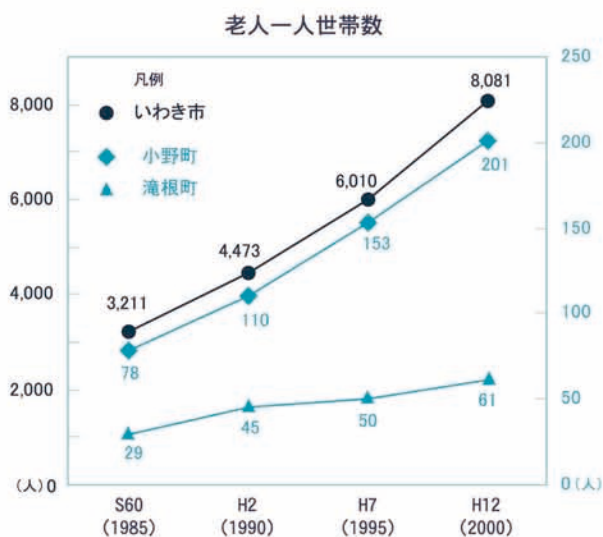
●洪水時に浸水の危険がある低地（氾濫原生低地）に居住する人は、流域全体の約60%を占めています。

流域内人口に占める 氾濫原生低地の人口の割合

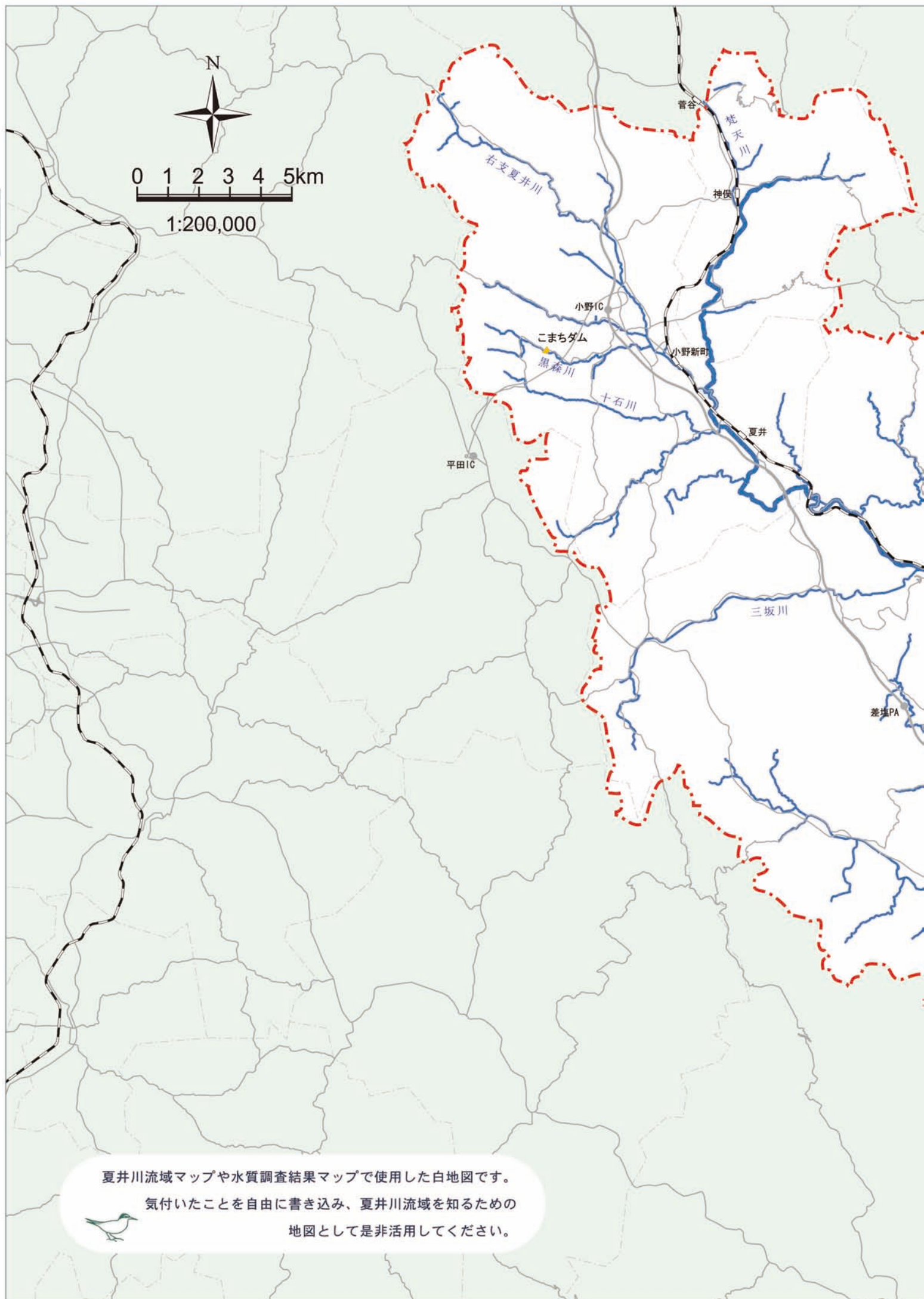


資料：「平成12年国勢調査メッシュデータ」総務省

●高齢化社会により、災害時に援助がいる老人の一人暮らしが増加しています。



資料：「福島県市町村要覧」財団法人福島県市町村振興協会



夏井川流域マップや水質調査結果マップで使用した白地図です。



気付いたことを自由に書き込み、夏井川流域を知るための
地図として是非活用してください。



プランづくりの経緯

平成 19 年度の全 8 回の運営会議、第 7 回川ばた会議において、このプランを協議し、作成しました。

また、夏井川流域内の約 60 の活動団体や個人、行政機関に意見照会を実施し、プランに反映しました。

※

ご協力くださった皆様、ありがとうございました。

夏井川流域の会 会則

(名称)

第1条 本会は、夏井川流域の会（以下「流域の会」という。）と称する。

(目的)

第2条 流域の会は、夏井川の水環境を守り次世代に引き継ぐために活動する団体・個人が集まり、“みんなで見て、みんなで学び、みんなで考え、みんなで実践していく”活動を通して、森・川・海の笑顔が見える流域を目指して、協力・連携した活動をするを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し協力する個人・団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、特に財政的維持に協力する団体、法人又は個人
- (3) オブザーバー 行政機関及び教育機関は、オブザーバーとして参加できる。

(役員)

第4条 流域の会に代表1名、副代表2名、会計1名、監事2名を置く。

- 2. 役員は、会員の互選により選出する。
- 3. 役員の任期は原則として1年とする。
- 4. 監事は、本会の経理を監査する。

(総会)

第5条 流域の会総会は、年1回開催し、会の事業内容、役員の選出等、会運営上の基本的事項を決定する。招集は代表が行う。

(運営会議)

第6条 流域の会の効率的な運営のため、運営会議を開催する。

- 2. 運営会議の招集は、必要に応じて代表が行う。
- 3. 運営会議の構成員は、役員及び流域の会の運営に積極的に関わりたい者であること。オブザーバーは、運営会議の構成員として参加できる。

(経費)

第7条 本会の運営に要する費用は、会費、賛助金及び寄付金をもって充てる。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 流域の会の事務局は、代表が選出された地区内にある会員団体に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、流域の会の運営に関し必要な事項は、代表が運営会議に諮って定める。

(附則) この規約は平成19年9月8日より施行する。



NATSUIGAWA
RIVER BASIN
ACTION PLAN 21